

北菫樓札幌本館（旧北海道立三岸好太郎美術館）活用事業に係る協定書

北海道教育委員会（以下「甲」という。）と 合資会社ホリホールディングス（以下「乙」という。）は、乙の所有する北菫樓札幌本館（旧北海道立三岸好太郎美術館）を活用した事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北菫樓札幌本館（旧北海道立三岸好太郎美術館）において、三岸好太郎ほか北海道ゆかりの作家の美術作品等を展示することにより、建物の歴史的意義を踏まえた文化を発信し、広く道民に還元することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は協力し、次の事業を実施する。

- (1) 甲が所管する北海道立三岸好太郎美術館（以下「美術館」という。）等所蔵作品（以下「作品」という。）の貸与及び展示（以下「ミギシ・サテライト」という。）
- (2) 美術館に係る情報提供
- (3) その他、前条の目的を達成するため、美術館及び乙の協議により定めた事業

（事業の実施）

第3条 「ミギシ・サテライト」の事業の実施については、次のとおりとする。

(1) 貸与及び展示

展示作品の選定及び展示期間については、美術館と乙の協議により定める。

作品の貸与については無償とし、貸与に関する手続きは、「北菫樓札幌本館（旧北海道立三岸好太郎美術館）活用事業に係る協定書細目」による。

(2) 費用の負担

展示のための設備及びその維持に係る費用は乙が負担する。

作品の梱包・輸送・設置は美術館職員が行うものとし、費用は美術館が負担する。

(3) 作品の管理・責任

展示期間中、乙は、温度、湿度ほか、作品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

展示期間中、乙は、作品の亡失・損傷・盗難等の防止のための、必要な措置を講じなければならない。

作品の亡失・損傷・盗難等があった場合は、乙は賠償の責めを負うこととする。ただし、天災その他不可抗力による場合はその限りでない。

2 前条第1項第2号及び第3号の事業の実施については、その都度、美術館と乙が協議する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、美術館と乙が協議して決定する。

この協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月10日

甲 北海道教育委員会
教育長

柴田達夫

乙 合資会社 ホリホールディングス
代表社員

セイ

昭